

佐伯市電子入札立会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐伯市が行う電子入札において、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の8第1項に規定する立会いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(開札における立会い)

第2条 電子入札に参加した者は、（紙入札を行うことが承認された者を含む。）開札の立会いができるものとする。なお、立会いを希望する場合には、入札書提出締切日時までに契約担当者に立会いを希望する旨を申し出なければならない。

(入札者が立ち会わない場合)

第3条 開札時に立会人となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならないものとする。この場合の当該入札事務に関係のない職員とは、通常は入札事務に関与することのない職員とする。

(立会人の確認)

第4条 立会人は、開札が適正に行われたかどうかについて確認を行うものとする。

(システムへの署名)

第5条 立会人は、前条の確認後に電子入札システムへの署名を行わなければならない。なお、立会人が複数ある場合は、契約担当者が指名した者1人が署名を行わなければならない。

(随意契約の取扱い)

第6条 随意契約における見積書開封時の立会いについては、特段の定めがある事項を除き、本立会要領に定める取扱いに準じるものとする。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

この要領は、令和3年3月22日から施行する。